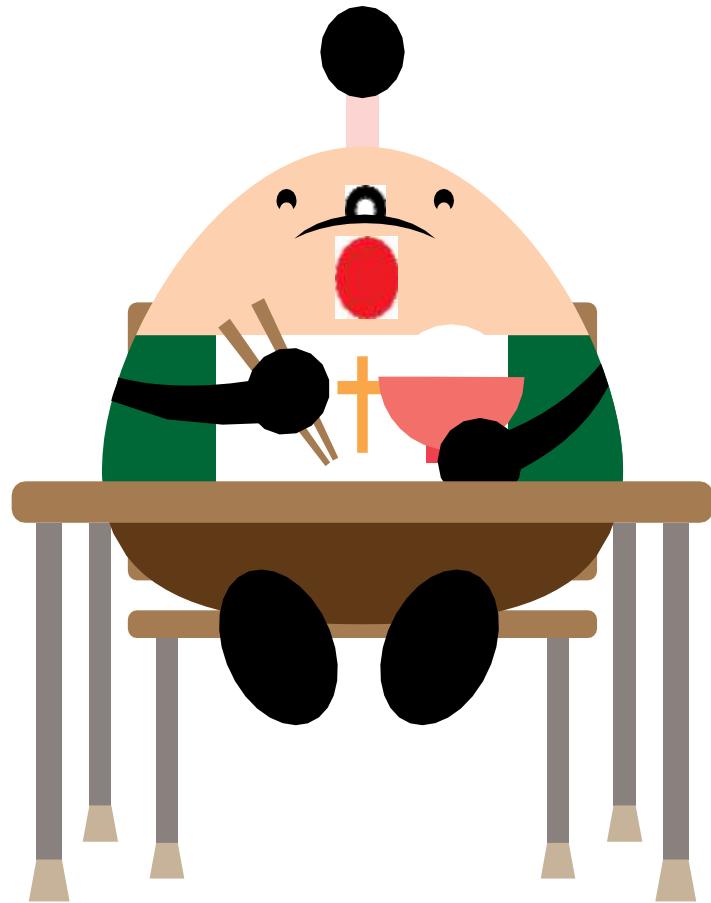


宇土市 経済部 商工観光課

令和8年  
宇土市物価高騰対策商品券事業  
商品券取扱事業所の手引き  
【修正版】



令和8年2月変更

## 1. 令和8年宇土市物価高騰対策商品券事業の概要

### (1)商品券流通想定額

4 億 3,200 万円

### (2)商品券取扱期間

令和8年4月上旬(届き次第使用可能)～令和8年7月31日(金)

※有効期限を過ぎた商品券は受け取らないでください。

### (3)商品券取扱に関する注意事項

商品券を取り扱う事業者は、以下を遵守してください。

#### ①ポスター掲示

- ・取扱事業所専用ポスター(A4 サイズ・ラミネート加工)を利用者が見やすい場所に掲示してください。

#### ②商品券裏面の記入

- ・再流通防止のため、使用済み商品券は裏面の「取扱事業所名」欄に必ず記入(ゴム印可)してください。

・取扱事業所の管理不十分により、押印された商品券が他店舗で使用されるケースが発生しております。商品券の再流通に関して市は一切責任を負わないため、慎重な管理をお願いします。

#### ③偽造商品券の対応

- ・商品券は原則として受け取り拒否はできません。ただし、偽造と判明した商品券は受け取りを拒否してください。偽造商品券を発見した場合は、速やかに宇土市役所商工観光課へ連絡してください。

#### ④現金化・お釣り不可

- ・商品券を現金と交換しないでください。また、券額面未満の利用金額の場合は、お釣りを支払わないでください。

#### ⑤使用不可な商品・サービス

次のものには商品券を使用できません。

- ・たばこ、他商品券、ビール券、プリペイドカード、はがき、切手、宝くじ等の換金性があり、広域的に流通しうるもの
- ・性風俗関連施設、遊技場等の娯楽施設(パチンコ、スロット、マージャン、場外車券等の射幸心をあおる業種)、通信業(郵便業「郵便局・簡易郵便局」、電気通信業「電気通話料金、インターネットプロバイダー料金」)、金融・保険業(金融業、保険業、証券業、ゴルフ会員権売買業等)、非営利事業(学校、NHK、社

会福祉事業者、文化団体、宗教法人等)、公共料金の支払い等

- ・その他、本事業の目的に沿わないと認められる業種等(詳しくは商工観光課へお問い合わせください)

(4)汚れ・破損した商品券の取り扱い

以下の条件をすべて満たした場合のみ利用可能です。

- ・商品券番号が確認できるもの
- ・券面の面積が 5 分の 4 以上のもの
- ・表面の偽造防止仕様が確認できるもの

(5)商品券取扱事業所の登録内容変更・辞退

①登録内容変更

商号又は名称、住所、代表者名、換金口座などに変更があれば、速やかに市商工観光課へ報告してください。

②取扱事業所の辞退

商品券取扱を辞退する場合は、「商品券取扱事業所辞退届」を提出してください。

## 2. 換金方法等

### (1) 換金請求期間及び振込期日

回	換金請求期間	振込期日(予定)
1	令和8年4月1日(水)～4月10日(金)	4月17日(金)
2	令和8年4月13日(月)～4月17日(金)	4月24日(金)
3	令和8年4月20日(月)～4月24日(金)	5月1日(金)
4	令和8年4月27日(月)～5月1日(金)	5月8日(金)
5	令和8年5月7日(木)～5月8日(金)	5月15日(金)
6	令和8年5月11日(月)～5月15日(金)	5月22日(金)
7	令和8年5月18日(月)～5月22日(金)	5月29日(金)
8	令和8年5月25日(月)～5月29日(金)	6月5日(金)
9	令和8年6月1日(月)～6月5日(金)	6月12日(金)
10	令和8年6月8日(月)～6月12日(金)	6月19日(金)
11	令和8年6月15日(月)～6月19日(金)	6月26日(金)
12	令和8年6月22日(月)～6月26日(金)	7月3日(金)
13	令和8年6月29日(月)～7月3日(金)	7月10日(金)
14	令和8年7月6日(月)～7月10日(金)	7月17日(金)
15	令和8年7月13日(月)～7月17日(金)	7月24日(金)
16	令和8年7月21日(火)～7月24日(金)	7月31日(金)
17	令和8年7月27日(月)～7月31日(金)	8月7日(金)
18	令和8年8月3日(月)～8月7日(金)	8月14日(金)
最終回 19	令和8年8月10日(月)～8月14日(金)	8月21日(金)

※換金請求受付は平日の9時～16時です。

ただし、平日の12時～13時は受付しておりませんのでご了承ください。

※換金する際の振込手数料の負担はありません。

※例年、換金請求期間を過ぎてからの換金相談が発生しております。いかなる理由

があっても、上記の換金請求期間外での換金はできませんのでご注意ください。

## (2)換金請求場所・換金に関するお問い合わせ先

換金請求先	住所	電話番号
宇土市商工会	宇土市新小路町139	0964-22-5555

## (3)換金請求方法

### ①提出する物

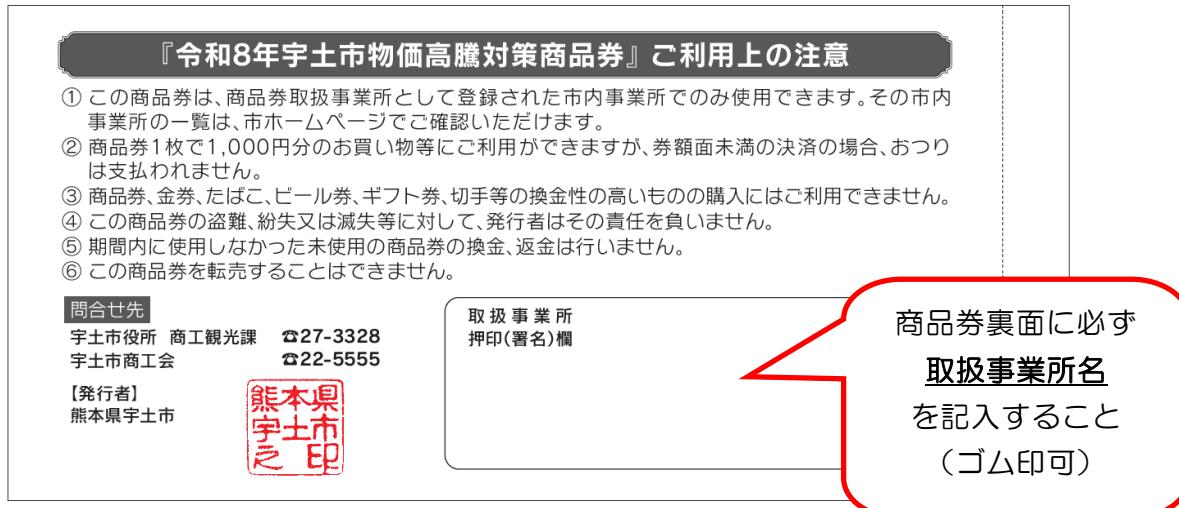
- ・使用済みの商品券及び請求書

※使用済みの商品券とは、使用期間が令和8年7月31日までの「令和8年宇土市物価高騰対策商品券」です。その他の商品券の換金はできません。

※請求書の用紙が足りない場合はコピーしてお使いください。

### ②注意事項

- ・使用済みの商品券の裏面に必ず取扱事業所名を記入してください。



## 3. お問い合わせ先

宇土市経済部商工観光課 商工振興係

電話 0964-27-3328

FAX 0964-22-6100

メール [syoukou02@city.uto.lg.jp](mailto:syoukou02@city.uto.lg.jp)